## 朝霞市投票区の一部見直し(案)に対する ご意見をお寄せください

**問**/選挙管理委員会事務局 **☎**463-2444

市選挙管理委員会では、投票区の一部見直しを検討しており、見直し(案)について市民の皆さんからの意見を募集します。

## 見直し(案)の投票区/

- (1)第13投票区(東朝霞保育園)、16投票区(根岸台 保育園)の一部を、第8投票区(東朝霞公民館)に 変更する。
- (2) 第16投票区(根岸台保育園)の一部を第2投票区 (根岸台市民センター)に変更する。

## 公表資料/

- (1) 投票区の一部見直し(案) 概略図
- (2) 投票区の一部見直し(案)区域新旧対照表

意見募集期間/1月5日似~2月4日休 ※消印有効

意見を提出できる方/市内在住の方

閲覧場所/市政情報コーナー、選挙管理委員会事務局、 図書館(本館、北朝霞分館)、各公民館、内間木支所、 各出張所、市ホームページ

意見の提出方法/件名を「朝霞市投票区の一部見直し (案)の意見」とし、住所、氏名、意見およびその理 由を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、 選挙管理委員会事務局に提出してください。様式自由。 電話受付不可

※メールの場合、添付ファイルは使用せず、メール本文 に記載してください。

提出先/郵送: 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市選挙管理委員会事務局宛て

FAX: 463-1420

メール: senkan@city.asaka.saitama.jp

意見の公表/市民の皆さんからいただいた意見は氏名等 の個人情報を除き、後日、市ホームページ等で公表す る予定です。なお、意見に対する個別の回答はしませ



## 投票区の一部見直し(案)区域新旧対照表

投票区 (投票所)	変更後区域	変更前区域
第2 投票区	①岡1丁目(16~21番)②岡2丁目(2~9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4~17番) ⑤根岸台3丁目(全域) ⑥根岸台4丁目(3番、4番、5番19~41号、6~8番、9番21~27号、13番、14番) ⑦大字溝沼(1237~1324番地、1327~1353番地、1422番地) ⑧大字岡(1~230番地、378~383番地) ⑨大字台(全域) ⑩大字根岸(全域)⑪大字下内間木(113~122番地)	①岡1丁目(16~21番)②岡2丁目(2~9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4~17番) ⑤根岸台3丁目(全域) ⑥根岸台4丁目(3番、4番、5番19~41号、6~8番、 9番21~27号、13番、14番) ⑦大字溝沼(1237~1324番地、1327~1353番地、1422番地) ⑧大字岡(1~230番地、378~383番地) ⑨大字台(81~97番地、277~327番地) ⑩大字根岸(120~154番地、159~318番地、481~554番地)
第8 投票区	①仲町2丁目(全域) ②根岸台5丁目(1~3番、5番、7~14番) ③根岸台6丁目(全域) ④根岸台7丁目(2~21番)	①仲町2丁目(全域) ②根岸台6丁目(全域) ③根岸台7丁目(3~21番)
第13 投票区	①仲町1丁目(全域)②岡1丁目(1~3番、6~9番) ③根岸台1丁目(全域)④根岸台2丁目(1~3番) ⑤根岸台4丁目(2番) <b>⑥根岸台5丁目(4番、6番、15~22番)</b>	①仲町1丁目(全域)②岡1丁目(1~3番、6~9番) ③根岸台1丁目(全域)④根岸台2丁目(1~3番) ⑤根岸台4丁目(2番) ⑥根岸台5丁目(1~9番、12~22番)
第16 投票区	①根岸台4丁目(1番、5番1~18号、5番43~56号、 9番1~20号、9番28~54号、10~12番) ②根岸台7丁目(1番、22~48番) ③根岸台8丁目(全域)	①根岸台4丁目(1番、5番1~18号、5番43~56号、9番1~20号、9番28~54号、10~12番) ②根岸台5丁目(10番、11番) ③根岸台7丁目(1番、2番、22~48番) ④根岸台8丁目(全域) ⑤大字台(81~97番地、277~327番地を除く) ⑥大字根岸(120~154番地、159~318番地、481~554番地を除く) ⑦大字下内間木(113~122番地)

※変更がある区域のみ掲載しました。変更となるのは**太字の部分**です。